

＜主旨＞

自治体は、法律により小中学校を設置することが定められているので、子どもがいる限り、学校を存続させることが基本である。

学校を自治体単独で設置することが望ましくないと判断した場合は、隣接自治体と共同で小中学校を設置することもできるが、隣接自治体の状況から、現在はそれを検討する段階にない。

長澤委員長が講話で述べられたように、「学校づくりは まちづくり」に直結する。そして、まちづくりは人づくりでもある。

地元の小中学校で学ぶことを通して、故郷である出雲崎町に愛着をもち、出雲崎町の発展のために尽くそうとする人材育成を図るなら、学校を設置することを前提に議論を進めることは、いかがでしょうか。

学校を残さない（全員が隣接自治体へ転入）という、町の持続的・発展的な在り方を否定的にとらえることを前提に議論することは、この検討委員会では妥当ではないと考えるので、学校を設置することを前提に議論を進めることは、いかがでしょうか。

1 自治体は、法律により小中学校を設置することが定められている。

○学校教育法 第三十八条

市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校（中学校 第四十九条）を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

○文部科学省に問い合わせると、現在、国内で小学校1校しかない自治体が9つある。小学校を設置していない自治体は、現時点では把握していない。

2 出雲崎町に小中学校を設置する意義

出雲崎町で暮らし、地元の小中学校で学ぶことを通して、故郷である出雲崎町に愛着をもち、出雲崎町の発展のために尽くそうとする人材育成を図る。

3 子どもたち全員が隣接自治体の学校へ転入する場合

町の教育委員会の職員が、該当する自治体の教育委員会に勤務する。